

保護林設定要領比較表

第1 趣 旨

近年、国民の価値観の多様化に伴い、森林に対する国民の要請も自然とのふれあい、情操のかん養の場としての利用や、良質な自然環境としての保護を求めるものが増加するなど、その内容が高度化、多様化している。なかでも、優れた景観を呈し、多様な動植物が生息する原生的な天然林を比較的多く有する国有林において、その保護を求める声が高まっている。このような情勢に対応して、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ、国有林野内における貴重な自然環境としての天然林等の保護を適切に図ることにより、国有林野事業に対する国民の多様

第2 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林及び郷土の森に区分するものとする。

項目	第3 森林生態系保護地域	第4 森林生物遺伝資源保存林	第5 林木遺伝資源保存林	第6 植物群落保護林	第7 特定動物生息地保護林	第8 特定地理等保護林	第9 郷土の森
目的	1 目 的 森林生態系保護地域は、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする。	1 目 的 森林生物遺伝資源保存林は、森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。	1 目 的 林木遺伝資源保存林は、主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。	1 目 的 植物群落保護林は、我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする。	1 目 的 特定動物生息地保護林は、特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資することを目的とする。	1 目 的 特定地理等保護林は、我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資することを目的とする。	1 目 的 郷土の森は、地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護し、併せて地域の振興に資することを目的とする。
	2 設定の基準 (1) 森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、1の目的から特に保護を必要とする区域を、森林生態系保護地域として指定することができるものとする。なお、指定する区域には、原生的な天然林と一体的に保存すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含むことができるものとする。 ア 我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの イ その地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林の区域であって、原則として500ヘクタール以上の規模	2 設定の基準 森林管理局長は、第3の規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、1の目的から特に保存を必要とする区域を、森林生物遺伝資源保存林に指定することができるものとする。なお、指定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保存すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含むことができるものとする。	2 設定の基準 森林管理局長は、第3及び第4の規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、特に保存を必要とする区域を林木遺伝資源保存林に指定することができる。	2 設定の基準 森林管理局長は、第3から第5までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、特に保護を必要とする区域を植物群落保護林に指定することができるものとする。	2 設定の基準 森林管理局長は、第3から第6までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、特定の動物の繁殖又は生息のために、特にその保護を必要とする区域を特定動物生息地保護林に指定することができるものとする。	2 設定の基準 森林管理局長は、第3から第7までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、特異な地形、地質等を有するもののうち、特にその保護を必要とする区域を特定地理等保護林に指定することができるものとする。	2 設定の基準 森林管理局長は、第3から第8までの規定により設定される保護林の区域以外の地域であって、次の条件を満たすと認められる場合に郷土の森を設定することができるものとする。
	(2) 上記(1)における原生的な天然林は、次の区域とするものとする。 ア 伐採が行われた記録のない区域 イ 択伐が行われた記録がある区域であって、伐採が行われた記録のない近傍の区域と同様の森林の状況を呈している区域	(1) 保存を図る生物遺伝資源 森林生物遺伝資源保存林において保存を図る生物遺伝資源は、我が国の森林生態系の類型を代表する森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源で、将来の利用可能性を有するものとする。	(1) 保存を図る生物遺伝資源 林木遺伝資源保存林において保存を図る生物遺伝資源は、次に掲げる主要林業樹種及び稀少樹種等(以下「保存対象樹種」という。)に係る林木遺伝資源とする。 なお、1つの林木遺伝資源保存林において2つ以上の樹種を保存対象とすることができる。 また、これらの林木遺伝資源の保存に支障がない限り、当該林木遺伝資源保存林内に存する将来の利用可能性を持つ他の生物遺伝資源の保存にも努めることとする。 ア 針葉樹 イチイ、キアラボク、カヤ、モミ、ウラジロモミ、アオモリドマツ、シラベ、トドマツ	(1) 希少化している植物群落が存する地域 (2) 全国的には比較的一般的な植物群落であるが、分布限界等に位置する植物群落が存する地域 (3) 湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している植物群落が存する地域 (4) 歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域 (5) その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域	(1) 希少化している動物の繁殖地又は生息地 (2) 他に見られない集団的な動物の繁殖地又は生息地 (3) その他保護が必要と認められる動物の繁殖地又は生息地		(1) 木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られていること。 (2) 3の(2)の郷土の森保存協定が締結され、国有林野の管理経営上支障がないこと。
		(2) 森林生物遺伝資源保存林を設定する森林 森林生物遺伝資源保存林を設定する森林は、森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源で将来の利用可能性を有するものについて、安定的かつ恒久的な保存を図るため、当該立地条件等に即して必要な規模の個体数及び面積等を確保することとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ア 我が国の森林生態系の類型を代表し、自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの。 イ その地域でしか見られない特徴	(2) 林木遺伝資源保存林を設定する森林 林木遺伝資源保存林を設定する森林は、原則として天然林とするが、特に必要がある場合は人工林であることを妨げないものとする。				
			(3) 林木遺伝資源保存林の規模 保存対象樹種の安定的かつ恒久的な保存を図るため、林木遺伝資源保存林の1箇所当たりの保存対象樹種ごとの個体数及び生立状態については、原則として繁殖力の旺盛な個体を集団的に100本程度以上含むものとし、ただし、次に掲げるものについてはこの限りではないが、基準に最も近い個体数及び生立状態のものを確保するものとする。 ア 樹種特性上群生しにくい樹種 イ 樹種特性上は群生する樹種であっても、分布限界地等に位置するため基準に達する林分がないもの				
地帯区分	3 地帯区分 森林生態系保護地域は、保存地区及び保全利用地区の2地区に区分するものとする。 (1) 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図るものとする。 (2) 保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすものとする。						
設定の手続き	4 設定手続	3 設定手続	3 設定手続	3 設定手続	3 設定手続	3 設定手続	3 設定手続
		(1) 林野庁長官は、2(2)アの森林生物遺伝資源保存林の設定に関して、特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要のある生物、全国における森林生物遺伝資源保存林のおおむねの配置及びその各々の森林内容等森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画を定め、森林管理局長に通知するものとする。					(1) 郷土の森の設定に当たっては、市町村長が、当該国有林を管轄する森林管理署長を経由して郷土の森として設定を要請する森林の位置及び面積並びに要請の理由を明記の上、森林管理局長に申請を行うものとする。
		(2) 林野庁長官は、森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画を定めようとする場合には、森林生態学、植物学、動物学、林木育種、環境保全等の各分野の学識経験者、林業等についての有識者及び関係機関の職員等により構成する委員会を設け、その意見を聴くものとする。					(2) 申請を受けた森林管理局長は、別紙様式3により、申請を行った市町村長と郷土の森保存協定を結ぶものとする。
		(3) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画に基づいて2(2)アの森林生物遺伝資源保存林を設定するものとする。					

項目	第3 森林生態系保護地域	第4 森林生物遺伝資源保存林	第5 林木遺伝資源保存林	第6 植物群落保護林	第7 特定動物生息地保護林	第8 特定地理等保護林	第9 郷土の森
		(4) 森林管理局長は、上記(3)に関わらず、地域の森林生態系の状態を勘案し特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある場合には、2(2)イの森林生物遺伝資源保存林を設定することができるものとする。					
			(1) 林木遺伝資源保存林は、保存対象樹種の遺伝的多様性を確保するため、当該樹種の天然分布地から幅広く設定箇所を選定するものとする。 ア 設定箇所は、原則として、保存対象樹種の全国における主要な天然分布地を対象として気候帯(全国を気温、降水、日照率等により別図のとおり区分する。)ごとに選定する。この場合、選定する林分は当該気候帯における当該樹種の代表的林相を呈するものとする。 イ また、全国における天然分布の北限及び南限並びに隔離分布地も選定の対象とする。この場合、北限及び南限については分布限界地又はその				
			(2) 各森林管理局における1樹種1気候帯当たりの設定箇所数は、原則として1箇所とするが、天然分布域の狭い保存対象樹種についてはこの限りではない。				
	(1) 森林管理局長は、森林生態系保護地域を設定しようとする場合には、あらかじめ予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき次の事項を内容とする森林生態系保護地域の設定案を作成するものとする。	(5) 森林管理局長は、2(2)ア及びイの森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合には、あらかじめ予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき次の事項を内容とする当該森林生物遺伝資源保存林の設定案を作成するものとする。		(1) 森林管理局長は、植物群落保護林を設定しようとする場合には、当該箇所の植物群落に係る資料の収集及び必要な調査を行うとともに、必要に応じ独立行政法人森林総合研究所等の関係機関等の意見を聴いて、次の事項を定め植物群落保護林の選定を行うものとする。	(1) 森林管理局長は、特定動物生息地保護林を設定しようとする場合には、当該箇所に生息する動物に係る資料の収集及び必要な調査を行うとともに、必要に応じ独立行政法人森林総合研究所等の関係機関等の意見を聴いて、次の事項を定め特定動物生息地保護林の選定を行うものとする。	(1) 森林管理局長は、当該箇所における地形、地質等に係る資料の収集及び調査を行うとともに、必要に応じ独立行政法人森林総合研究所等の関係機関等の意見を聴いて、次の事項を定め当該特定地理等保護林の設定を行うものとする。	
	ア 森林生態系保護地域の位置及び区域	ア 森林生物遺伝資源保存林の位置及び区域		ア 植物群落保護林の位置及び区域	ア 特定動物生息地保護林の位置及び区域	ア 特定地理等保護林の位置及び区域	
	イ 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域						
	ウ 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項	イ 特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある生物					
	エ 森林生態系保護地域の管理に関する事項	ウ 森林生物遺伝資源保存林における森林施業等森林生物遺伝資源保存林の管理及び利用に関する事項		イ 植物群落保護林の保護及び管理に関する事項	イ 特定動物生息地保護林の保護及び管理に関する事項	イ 特定地理等保護林の管理に関する事項	
	オ 森林生態系保護地域の利用に関する事項						
	カ その他留意事項						
		エ 森林生物遺伝資源保存林における森林施業等森林生物遺伝資源保存林の管理及び利用に関して調査・研究すべき事項					
	(2) 森林管理局長は、森林生態系保護地域の選定に当たっては、植生や植物群落等に関する既往の資料等を十分参考にするものとする。	(6) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林の選定に当たっては、植生や植物群落等に関する既往の資料等を十分参考にするものとする。	(3) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林の選定に当たっては、保存対象樹種及び設定箇所の選定並びに設定する面積の規模について、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関等の意見を聴くほか、森林管理局別気候帯別重点樹種(別表)等既往の資料を十分参考とするものとする。				
	(3) 設定案作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ア 保存地区の設定 (7) 最も原生的状況を呈する天然林の区域であること。 (4) 第3の1の目的から必要と考えられる植物群落の多様性、動物の分布及び繁殖状況等の森林の生態的特性を確保するのに必要な広がりを持つこと。 イ 保全利用地区の設定 (7) 保存地区の森林に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つこと。 (4) 試験研究、森林の教育的利用及び森林レクリエーション等の場として活用されることが期						
			(4) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林の設定に先立ち、林木遺伝資源保存林調査要領(別添)により現地調査等を行うものとする。				
	(4) 森林管理局長は、森林生態系保護地域を設定しようとする場合には、あらかじめ次の各号に留意して設定のための委員会を設置し、森林生態系の維持の必要性、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から、設定案について意見を求めるものとする。	(7) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合には、あらかじめ次の各号に留意して設定のための委員会を設置し、設定案について意見を求めるものとする。					
	ア 委員会は、原則として森林管理局ごとに設けるものとする。	ア 委員会は、原則として森林管理局ごとに設けるものとする。					
	イ 2以上の森林管理局の管轄区域にわたり森林生態系保護地域を設定しようとする場合には、関係する森林管理局(以下「関係局」という。)の委員会を合同とすること等により、関係局間で十分意思の疎通を図り、当該森林生態系保護地域の区域及び取扱いの統一を図るものとする。	イ 2以上の森林管理局の管轄区域にわたり森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合には、関係する森林管理局(以下「関係局」という。)の委員会を合同とすること等により、関係局間で十分意思の疎通を図り、当該森林生物遺伝資源保存林の区域及び取扱いの統一を図るものとする。					
	ウ 委員会は、森林生態学、植物学、動物学、環境保全等の各分野の学識経験者、林業等についての有識者及び関係地方公共団体の長により構成するものとする。	ウ 委員会は、森林生態学、植物学、動物学、林木育種、環境保全等の各分野の学識経験者、林業等についての有識者及び関係機関の職員等により構成するものとする。					

項目	第3 森林生態系保護地域	第4 森林生物遺伝資源保存林	第5 林木遺伝資源保存林	第6 植物群落保護林	第7 特定動物生息地保護林	第8 特定地理等保護林	第9 郷土の森
	(5) 森林管理局長は、設定案について委員会の意見を聴き、必要に応じて関係局間の調整を図った上で、設定案の内容に即して国有林野施業実施計画の策定又は変更を行い、森林生態系保護地域の設定を行うものとする。	(8) 森林管理局長は、設定案について委員会の意見を聴き、必要に応じて関係局間の調整を図った上で、設定案の内容に即して国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、森林生物遺伝資源保存林の設定を行うものとする。	(5) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、林木遺伝資源保存林の設定を行うものとする。	(2) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、植物群落保護林の設定を行うものとする。	(2) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、特定動物生息地保護林の設定を行うものとする。	(2) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、特定地理等保護林の設定を行うものとする。	(3) 森林管理局長は、国有林野施業実施計画の策定又は変更をもって、郷土の森の設定を行うものとする。
	(6) 森林管理局長は、森林生態系保護地域の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。	(9) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。	(6) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林の設定に当たり、別紙様式2の林木遺伝資源保存林台帳を作成、整備するものとする。	(3) 森林管理局長は、植物群落保護林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。	(3) 森林管理局長は、特定動物生息地保護林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。	(3) 森林管理局長は、特定地理等保護林の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。	(4) 森林管理局長は、郷土の森の設定に当たり、別紙様式1の保護林台帳を作成、整備するものとする。
協定の期間							4 協定の期間 協定の期間は、原則として30年を上限とするが、協定は更新することができるものとする。
取扱い方針	5 取扱いの方針 (1) 保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。	4 取扱いの方針 (1) 森林生物遺伝資源保存林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。ただし、保存を図る生物遺伝資源の安定的かつ恒久的な保存を図るために必要な場合は、必要な森林施業を行うことができる。	4 取扱いの方針 (1) 林木遺伝資源保存林については、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図るとともに、その遺伝的多様性を損なわない保全・管理を行うこととする。 このために必要な森林施業については、次の事項に留意の上、森林管理局長が施業方法を定めて行うものとする。	4 取扱いの方針 (1) 植物群落保護林については、植物群落等の状況に応じ次により取り扱うものとする。	4 取扱いの方針 (1) 特定動物生息地保護林については、繁殖又は生息する動物の生態特性を踏まえた保護及び管理を行うこととし、このために必要な森林施業又は行為は行うことができるものとする。	4 取扱いの方針 (1) 特定地理等保護林については、地形、地質等の特性を踏まえ、原則として森林施業は行わないものとする。	5 取扱いの方針 (1) 郷土の森は、自然の推移に委ねる管理又は現状の維持に必要な森林施業を行うことを基本とし、森林管理局長と地元市町村長とが協議して定めた計画に基づき実施するものとする。
			ア 更新は、原則として天然更新によることとし、保存対象樹種の特性を勘案して、必要に応じて地表処理刈出し等の更新補助作業や保育作業を行う。 なお、保存対象樹種の更新を図るために林木遺伝資源保存林内に人工下種又は植え込みを行う場合は、当該林木遺伝資源保存林から採取した種穂又はこれから養成した苗木を用いる。	ア 極盛相にある植物群落等を対象とするものについては、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねた保護及び管理を行う。			
			イ 伐採は、保存対象樹種の特性及び更新の現況を勘案し、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図ることを目的として行う。その場合の伐採方法は、原則として枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐とする。また、特定の樹種・形質に偏った伐採は行わない。	イ 遷移の途中相にある植物群落等を対象とするものについては、その現状の維持に必要な森林施業を行うことができるものとする。			
	(2) 保全利用地区の森林については、原則として保存地区と同質の天然林とし、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、原生的な天然林の保存を図るために一体的に保全・管理することが相応な人工林を含める場合は、複層林施業等を行うことができるものとするが、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うものとする。	(2) 森林生物遺伝資源保存林における森林施業は、それぞれの森林生物遺伝資源保存林を構成する生物の遺伝資源の遺伝的多様性を損なわないことを基本として、3(5)ウにおいて定めた事項に留意の上、森林管理局長が施業方法を定めて行うものとする。					(2) 計画においては次の事項を定めるものとする。 ア 郷土の森の位置及び面積 イ 郷土の森の保護及び管理に関する事項 ウ 郷土の森の利用に関する事項 エ その他留意すべき事項
	(3) 保全利用地区においては、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用が行えるものとし、このため必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができるものとする。 また、枯損木及び被害木の伐倒、搬出を行うことができるものとする。						(3) (2)の計画に基づき施設については、市町村長が国有林野の賃付又は使用許可を受けて設置し管理するものとする。
		(3) 森林生物遺伝資源保存林の生物遺伝資源及びこれに関する情報は、林木のジーンバンク事業等を通じて、広く一般の利用に供することとして、森林生物遺伝資源保存林における遺伝、育種に係る調査・研究のほか、森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究のため、森林生物遺伝資源保存林の機能を損なわない範囲内で森林生物遺伝資源保存林を開放するものとする。 なお、利用に当たっての手続き等は、次によるものとする。	(2) 林木遺伝資源保存林の遺伝資源及びこれに関する情報は、林木のジーンバンク事業等を通じて、広く一般の利用に供することとして、林木遺伝資源保存林における遺伝、育種に係る調査・研究のほか、森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究のため、林木遺伝資源保存林の機能を損なわない範囲内で林木遺伝資源保存林を開放するものとする。 なお、利用に当たっての手続き等は、次によるものとする。				
		ア 研究者等が調査、試料の採取を行おうとする場合、あらかじめ森林管理署長等(森林管理局長(森林管理局が直轄で管理する区域に係るものに限る。)、森林管理署長及び森林管理署支署長をいう。)に許可を得るものとする。	ア 研究者等が調査、試料の採取を行おうとする場合、あらかじめ森林管理署長等に許可を得るものとする。				
		イ 森林管理署長等は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し、特段の問題がない場合にはこれを許可するものとする。 審査に当たって、必要に応じ関係する独立行政法人森林総合研究所の意見を求めるものとする。	イ 森林管理署長等は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し、特段の問題がない場合にはこれを許可するものとする。 審査に当たって、必要に応じ関係する独立行政法人森林総合研究所の意見を求めるものとする。				
	ウ 次に該当する場合は、許可しないものとする。 (ア) 堅固な施設の設置等現状回復が困難な行為が予想される場合。 (イ) その他、調査・研究の計画からみて、森林生物遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れが見込まれる場合。		ウ 次に該当する場合は、許可しないものとする。 (ア) 堅固な施設の設置等現状回復が困難な行為が予想されている場合。 (イ) その他、調査・研究の計画からみて、林木遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れが見込まれる場合。				
	(4) 森林管理局長は、既に設定した森林生態系保護地域の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。 なお、モニタリング調査の実施に当たっては、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。	(4) 森林管理局長は、既に設定した森林生物遺伝資源保存林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。 なお、モニタリング調査の実施に当たっては、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。	(3) 森林管理局長は、既に設定した林木遺伝資源保存林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。 なお、モニタリング調査の実施に当たっては、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。	(2) 森林管理局長は、既に設定した植物群落保護林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。 なお、モニタリング調査の実施に当たっては、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。	(2) 森林管理局長は、既に設定した特定動物生息地保護林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。 なお、モニタリング調査の実施に当たっては、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。	(2) 森林管理局長は、既に設定した特定地理等保護林の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。 なお、モニタリング調査の実施に当たっては、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。	(4) 森林管理局長は、既に設定した郷土の森の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、国有林野施業実施計画策定作業の前年度までにモニタリング調査を実施するものとする。 なお、モニタリング調査の実施に当たっては、「保護林モニタリング調査マニュアル」(平成19年7月林野庁作成)によるものとし、独立行政法人森林総合研究所等の関係機関と連携を図り、既存の各種調査データの活用等効率的な実施に努めるものとする。
	(5) モニタリング調査の結果は、それぞれの森林生態系保護地域の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど森林生態系保護地域の保全・管理に適切に反映させるものとする。	(5) モニタリング調査の結果は、それぞれの森林生物遺伝資源保存林の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど森林生物遺伝資源保存林の保全・管理に適切に反映させるものとする。	(4) モニタリング調査の結果は、それぞれの林木遺伝資源保存林の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど林木遺伝資源保存林の保全・管理に適切に反映させるものとする。	(3) モニタリング調査の結果は、それぞれの植物群落保護林の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど植物群落保護林の保全・管理に適切に反映させるものとする。	(3) モニタリング調査の結果は、それぞれの特定動物生息地保護林の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど特定動物生息保護林の保全・管理に適切に反映させるものとする。	(3) モニタリング調査の結果は、それぞれの特定地理等保護林の機能の維持確保の観点から、特定地理等保護林の保全・管理に適切に反映させるものとする。	(5) モニタリング調査の結果は、それぞれの郷土の森の機能の維持確保の観点から、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど郷土の森の保全・管理に適切に反映させるものとする。

項目	第3 森林生態系保護地域	第4 森林生物遺伝資源保存林	第5 林木遺伝資源保存林	第6 植物群落保護林	第7 特定動物生息地保護林	第8 特定地理等保護林	第9 郷土の森
	(6) (1)から(5)の規定にかかわらず、次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。	(6) (1)から(5)の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。	(5) (1)から(4)の規定にかかわらず、次に掲げる行為は行うことができるものとする。	(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、次に掲げる行為は行うことができるものとする。	(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、次に掲げる行為は行うことができるものとする。	(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、次に掲げる行為は行うことができるものとする。	
	ア 生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為			ア 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為	ア 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為	ア 学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為	
	イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為	ア 非常災害のため応急措置として行う次の行為	ア 非常災害のため応急措置として行う次の行為	イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為	イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為	イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為	
	(ア) 山火事の消火等	(ア) 山火事の消火等	(ア) 山火事の消火等	(ア) 山火事の消火等	(ア) 山火事の消火等	(ア) 山火事の消火等	
	(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置	(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置	(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置	(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置	(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置	(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置	
	ウ 標識類の設置等	イ 標識類の設置等	イ 標識類の設置等	ウ 標識類の設置等	ウ 標識類の設置等	ウ 標識類の設置等	
		ウ 自然観察教育のための軽微な施設の設置	ウ 自然観察教育のための軽微な施設の設置	エ 自然観察教育のための軽微な施設の設置	エ 自然観察教育のための軽微な施設の設置	エ 自然観察教育のための軽微な施設の設置	
	エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為	エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為	エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為	オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為	オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為	オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為	
区域の変更等	6 区域の変更等 (1) 森林管理局長は、既に設定した森林生態系保護地域について、公益上その他やむを得ない事由により森林生態系保護地域として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該森林生態系保護地域の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。	5 区域の変更等 (1) 森林管理局長は、既に設定した森林生物遺伝資源保存林について、公益上その他やむを得ない事由により森林生物遺伝資源保存林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について森林生物遺伝資源保存林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該森林生物遺伝資源保存林の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。	5 区域の変更等 (1) 森林管理局長は、既に設定した林木遺伝資源保存林について、公益上その他やむを得ない事由により林木遺伝資源保存林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について林木遺伝資源保存林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該地域の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。	5 区域の変更等 (1) 森林管理局長は、既に設定した植物群落保護林について、公益上その他やむを得ない事由により植物群落保護林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について植物群落保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該植物群落保護林の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。	5 区域の変更等 (1) 森林管理局長は、既に設定した特定動物生息地保護林について公益上その他やむを得ない事由により特定動物生息地保護林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について特定動物生息地保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該特定動物生息地保護林の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。	5 区域の変更等 (1) 森林管理局長は、既に設定した特定地理等保護林について公益上その他やむを得ない事由により特定地理等保護林として存置することが困難と判断される場合、または、周辺の森林について特定地理等保護林として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該特定地理等保護林の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。	6 区域の変更等 森林管理局長は、既に設定した郷土の森について公益上やむを得ない事由による場合、または、周辺の森林について郷土の森として保全・管理することが必要と認められる場合には、当該郷土の森に係る協定を締結した市町村長と協議した上で、当該郷土の森の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。
	(2) 森林生態系保護地域の区域の変更又は解除を行うに当たっては、4の手続きによるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。	(2) 森林生物遺伝資源保存林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続きによるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。	(2) 林木遺伝資源保存林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続きによるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。	(2) 植物群落保護林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続によるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。	(2) 特定動物生息地保護林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続によるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。	(2) 特定地理等保護林の区域の変更又は解除を行うに当たっては、3の手続によるものとする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、この限りではない。	
その他	7 その他 (1) 森林管理局長は、保全利用地区に外接する森林においては、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。	6 その他 (1) 森林管理局長は、森林生物遺伝資源保存林に外接する森林においては、森林生物遺伝資源保存林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。	6 その他 (1) 森林管理局長は、林木遺伝資源保存林に外接する森林においては、林木遺伝資源保存林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。	6 その他 (1) 森林管理局長は、植物群落保護林に外接する森林においては、植物群落保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。	6 その他 (1) 森林管理局長は、特定動物生息地保護林に外接する森林においては、特定動物生息地保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。	6 その他 (1) 森林管理局長は、特定地理等保護林に外接する森林においては、特定地理等保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。	7 その他 (1) 郷土の森に外接する森林においては、その設定目的に配慮して、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。
	(2) 森林生態系保護地域の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。	(2) 森林生物遺伝資源保存林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。	(2) 林木遺伝資源保存林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。	(2) 植物群落保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。	(2) 特定動物生息地保護林の区画は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。	(2) 特定地理等保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。	(2) 郷土の森の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、境界の表示を行うものとする。
	(3) 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲をすべて取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲をすべて取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合には、この限りでない。						

- 第10 留意事項
- 1 森林管理局長は、それぞれの保護林の取扱いに当たって、特に必要がある場合は、関係する学術的見識を有する者や関係機関の職員等により構成する保全管理のための委員会を設置し意見を求めることができるものとする。

2 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、各保護林の要件を満たす場合には、積極的に保護林の設定を行い、国有林野事業としての位置付けを明確にした上で適正な保護及び管理を行うものとする。

3 森林管理局長は、それぞれの保護林について、名称を付すものとする。